

## 被差別部落女性が「まちづくり」運動に 果たしてきた役割に関する一考察

近畿大学人権問題研究所講師 熊本 理抄

### 1. はじめに

昨今の部落解放運動における「人権のまちづくり」運動では、『『つながり』と『排除』を内包してきた個別共同体が、『排除の論理』を克服して『つながりの論理』を継承していくならば、地域共同体内部の『温もり』を回復し、個別共同体を越えた『人と人との豊かなつながり』を作り出していくに違いありません』\*<sup>1</sup>との思いが打ち出されている。「今日的な『つながり』の再構築を図り、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う（ソーシャル・インクルージョン）ための社会福祉を模索する必要がある」\*<sup>2</sup>との理念に立った社会政策のあり方も注目されている。

本稿では、「まちづくり」、「部落解放運動」、「女性解放運動」の1970年代以降の特徴的な経緯を見ていきながら、被差別部落女性が果たしてきた「まちづくり」運動における役割とその意義を考察する。

### 2. 1970年代以降の「まちづくり」「部落解放運動」「女性解放運動」 の特徴的な経緯

田村明は、日本における戦前の都市計画思想として、(1)帝都思想、(2)都市軽視の思想、(3)タテ割りの思想、(4)街路優先の思想、(5)住宅軽視の思想、(6)お上の思想、(7)画一化の思想、(8)量優先の思想、(9)田園都市の思想、の9点を紹介している\*<sup>3</sup>。

戦後は、戦前の富国強兵・殖産興業を柱とする都市計画思想を継承しつつも、産

業基盤整備へと傾斜していく中で、量としての住宅が供給され、都市部に労働者が吸収されていった。そして、1970年代には、高度経済成長の功罪の下での「まちづくり」が模索されていくことになる。主流は行政主導による職住分離の「ニュータウン構想」等であるが、それは同時に、住民主導・住民参加の動きなどの「まちづくり」運動も台頭させていくことになる。

田村は、『『まちづくり』とは、一定の地域に住む人びとが、自分たちの生活を支え、便利に、より人間らしく生活してゆくための共同の場を如何につくるかということである。その共同の場こそが『まち』である。(中略)市民の一人ひとりが自由で豊かに生活できるか否かは、この共同の場である『まち』ができていくかどうか、にかかっている」と著している\*4。

1970年代は、高度経済成長が、物質的な豊かさと同時にもたらした社会的矛盾やひずみに対する、障害者運動、在日コリアン運動、アイヌ民族運動、反公害住民運動、沖縄反基地運動、反戦・平和運動等々が台頭し、マイノリティの運動や市民運動が高揚してくる時期でもあった。

部落解放運動においては、1965年の同和对策審議会答申、及び1969年の同和对策事業特別措置法（以下、「特措法」と略す）を法的根拠としながらの「部落解放総合計画」運動が1970年代半ばより本格的に進展していく。低位劣悪な生活環境改善を中心にした「にんげんのまち」づくりへの模索の始まりである。

一方、女性解放運動においては、1960年代後半以降の米国を中心とするウーマン・リブの影響を受けた第二派フェミニズムが1970年代に日本においても登場し、いくつかの潮流に分かれての議論が始められていく。

このように、「まちづくり」、「部落解放運動」、「女性解放運動」が、個別にはあるが、1970年代を一つの転機として、社会矛盾に対するするどい告発という形を持った独自の進展を見せてきたのである。

1970年代は、直截的な不利益・不平等・不公平に対する告発が主たる運動であったが、1980年代に入ると、各運動はさらに深められて、そうした問題が生じる背

後にある個人、家庭、地域社会、国家などの、それぞれの関係性を問う模索が始まる。

まちづくり運動においては、1970年代までに進められてきた、行政主導の画一的なハード中心のまちづくりに対する限界が見え始めていた。そのときに、「①人間環境の思想、②市民自治の思想、③総合的主体性の思想、④地域個性確立の思想、⑤継続的創造性の思想、⑥実践の思想」\*<sup>5</sup>が重視される方向性が打ち出されてくる。つまり、地方自治であり、市民自治であり、人間を基軸にした「まちづくり」へと、問題意識の転換が始まったということである。

部落解放運動においては、1980年代半ば以降、特措法に基づく同和行政の限界や功罪に関わる問題を克服しようとの試行錯誤が始まっていた。1985年以降、部落解放基本法制定運動が進められ、さらに、1990年代には、地方自治体における「条例・宣言」制定運動が開始された。

同時に、特措法時代の同和行政が、「地域内の温もりやつながり」を希薄化させたことへの危機意識から、「地域内の温もりやつながり」再生への問題意識が高まることになる。

女性解放運動においても、これまでの運動を踏襲しつつ、直接的な告発を超えて、社会体制や社会構造、社会関係のあらゆる分野にいたる力関係の不均衡を読み解くなど、論争がさらに盛んに行われるようになっていた。また、1980年代は、法制化などを通して、社会システムの中に、差別構造を是正する制度を組み込み始めた時期でもあった。

このように、個別にはあるが、1970年代にそれぞれ独自の進展を見せてきた3つの運動が1980年代半ば頃から、「にんげん」や「つながり」を基軸にして運動を総括し、新たな展望を開こうとする志向性を持つという共通の特徴を持っていた点に留意したい。

### 3. 被差別部落女性が「まちづくり」運動に果たしてきた役割

では、1970年代から1980年代にかけて、被差別部落女性たちは、どのような思想を持ち、どのような実践を展開していたのであろうか。

国連レベルでは、「国際婦人年(1975年)」や「国連婦人の10年(1976年～1985年)」の設定、女性差別撤廃条約の採択(1979年)、そして、1975年、1980年、1985年と3度にわたる世界女性会議の開催などの取り組みが進められていた。様々なレベルにおける、女性の地位向上と権利保障、女性差別撤廃を目指す女性解放運動の国際的なうねりが日本の女性たちにも影響し、この時期、被差別部落女性たちもまた、「女性としての」権利に目覚め、一般地区の女性たちとの共同闘争を展開させていった。

1970年代以降には、同和対策事業も本格的に展開されるようになっていたため、被差別部落女性たちも部落解放運動に積極的に参加し、幅広い実践を行っていた。

以下、1970年代から1980年代に展開された被差別部落女性による「地域共同体」を基盤にした闘いの特徴を見ていくことにする。

#### (1) 部落産業や農業の共同化・協業化

部落産業は、「人間が生きるための重要な産業」\*<sup>6</sup>であり、「部落という共同体を構成する物質的基盤となっているもの」であり、「部落全体の、地域ぐるみの生存権の保障の問題として確立せられなければならない」\*<sup>7</sup>のものである、と規定されていた。しかし、戦後の資本主義経済は、被差別部落の生活を支えてきた部落産業に大きな打撃を与え、部落産業を壊滅の危機に追いやっていった。「二重構造」といわれる構造的特質をもつ産業・資本・経済・開発システムの中で駆逐されていく部落産業は、近代化・合理化の名の下で崩壊の一途をたどり、それは同時に、部落の生活を維持している生活様式や生活基盤の崩壊をもたらした。

部落産業とは、代表的なものとしては、竹串・竹籠・桧笠製造、縫製業、建設・土木業、運送業、毛皮革や食肉産業、瓦、漬物、人造真珠、ハップサンダル・靴・

スリッパ、園芸、再生資源、鼻緒、三味線、太鼓等があげられる。被差別部落の人々にとっての部落産業とは、こうした「伝統産業にかぎるのでなく、被差別部落民が生活を維持するために営んでいるすべての産業をさすものと理解」\*<sup>8</sup>されていた。その部落産業の改善と被差別部落女性の仕事保障の両方を目的として、当時、部落産業の共同化・協業化を進めるための共同作業所（場）建設を求める取り組みが、積極的に推進されていった。

共同作業所とは、「行政責任で部落住民に仕事を保障し、部落住民の生活を高め、部落を解放する目的で、国・県から多くの補助金をもらって、市町村が同和对策事業の一つとして設置」\*<sup>9</sup>したものである。

生活保護の受給率が高く、労働省からも失業者供給指定地区とされていた高知県においては、「1966年はじめごろより、県下17ヶ所に共同作業所が設置され、縫製加工業者に事業を委託して部落婦人を就労させ、操業をはじめ」\*<sup>10</sup>ていた。1969年夏頃からは、県下の各共同作業所で労働組合が結成され、賃金や年末手当の引き上げ、生理休暇や産前産後の有給休暇、休憩時間延長や勤勉手当などを獲得していった。こうした動きは、部落外地域の零細企業の労働者たちを刺激し、「一般婦人の賃上げの足場をつくることに役立った」\*<sup>11</sup>。

共同作業所は、全国各地に設置されていき、縫製のみならず、食肉、再生資源、民芸玩具、グローブ、かばん、ベルト、靴、園芸などの部落産業の共同化・協業化が進められていった。

奈良では、共同作業所を、「①部落解放のとりでとする、②そこを拠点として仕事保障の場をつくっていく、③共同で作業をすることで、仲間作りをし、同一労働同一賃金とする、④行政に頼らず運営していくことをめざす」\*<sup>12</sup>と位置づけることによって、運営が困難になっていく作業所の再建に取り組んだ。

個人のみならず、家族や地域共同体の生活基盤の確立と、地域共同体における相互扶助による仕事保障、地域における産業や企業の保護と育成などの意義を持つものとして、共同作業所には、大いなる期待がかけられていたが、残念ながら、共同

作業所は、ほとんど成功を収めなかった。

その原因としては、共同作業所が、福祉対策として位置づけられて、厚生省の管轄とされたため、仕事保障対策としての位置づけが労働省にはなかったこと、設置に関する保障は国から得られたが、作業所の運営や販路開拓に対する保障、及び情報収集能力や企業経営能力を育てる人材育成への保障がなかったこと、さらに、被差別部落住民が相互扶助と行政依存から脱却できず、個々人が労働に対する責任と自覚を持てるようになるための取り組みが十分になされなかったこと、などがあげられている。

仕事保障における人材育成、公的責任の追及と行政依存との関連性、タテ割行政の弊害、自助と共助の関係など、今後の「人権のまちづくり」運動において、教訓としたい点である。

成功には至らなかったが、「共同作業場は、自分たちの教育の場であり、解放運動の中心的な場であり、子供たちの教育をするために働く場であり、家庭の経済の足しにする場であり、婦人の仕事保障の場である。部落解放運動のための解放センター的な役割を果たす場である」\*<sup>13</sup> という位置づけがなされていたことは、共同作業所が地域における共同化・協業化による生活基盤の確立を目指していたものとして、重要な意義を含んでいたと考えられる。

また、当時、農村部落でも、共同化・協業化の動きが起こっていた。全国の被差別部落の80%が農漁村に存在しているが、1970年代の農村部落の生活実態については、次のように記されている。「農業の経営規模において零細であり、山間部では、傾斜地利用のわずかの農地にしがみついている。農村に住みながら、農業所得によって生活を支えている農家は、きわめて少数である。大部分の部落農民は、劣悪な条件のもとで、兼業農家をしいられている。農業所得以外の収入を求めて働き、不安定な就業状況のもとでようやく生活を支えているのが実態である。(中略)…最近における貧農切り捨て政策と農業の近代化などによって、これらの仕事すら周囲から奪われ、とりわけ長びく構造不況による倒産と合理化は、圧倒的に部落の

労働者を失業に追いやり、ますます農村部落の失業者群は増大しつつある。(中略) こうした状況にたいし、政府の農漁村『同和』対策事業は①基盤整備事業②農機具や施設の導入のみであり、根本的な施策は打ち出されていない<sup>\*14</sup>。

こうした状況を打開するために、米、青果、茶、海草や茸、漬物などの製造・加工・販売の共同化・協業化が、各地域の実状において進められていた。たとえば、京都での「婦人漬物グループ」発足や、東京での「荒川なす生産組合」の発足などがあげられる。「零細農家の協業化・共同化、また花卉栽培、複合経営、養殖事業などをとりいれ、地域の実態に即した暮らしの道を切りひらく闘い<sup>\*15</sup>」が進められ、「部落農家のマイナス面といわれる点を逆手にとり、少量多品目生産の有機農業、外部資金にあまり依存しない、共同体を大事にする農業<sup>\*16</sup>」のあり方が提起されていた。

環境と健康に配慮した持続可能な農業を追求する中で、日本の農業のあり方や、「職と食」、「環境と暮らし」のつながりを見直す必要性を訴えていくようになる。

## (2) 自らの社会的立場や権利の自覚・意識化から組織化による権利保障の取り組みへ

被差別部落住民の要求を掘り起こしていくために実施された実態調査に基づいて、各地域の実状と要求別に応じた仕事保障要求者組合が結成されていった。仕事保障要求者組合は、「個人給付の多い社会保障の闘いは、ともすれば要求者同志に、断面を作る恐れがあり、それは、要求の実現を、こわすものとなります。であるがゆえに、要求者組合の確立が重要<sup>\*17</sup>」である、との意義を持っていた。

後述するように、マイノリティ当事者運動や人権運動が、対立や敵対状況などによってもたらされる分断を回避するためには、地域で生じる課題を自らの手で掘り起こす中で、共通の課題を設定し、課題解決のための組織化やネットワーク化を図っていくことが必要であるとの認識を深めていく際に参考となる取り組みであろう。

被差別部落女性たちが自分たちの社会的立場や権利を自覚し意識化していくと、

彼女たちの取り組みは、仕事保障とさまざまな分野とをつなげる横断的な組織化の動きへと発展していくようになる。

大阪では、部落解放同盟大阪府連合会を中心に労働組合やさまざまな団体が結集して、1975年、「いのちと暮らしを守る会」が結成される。「この会は全ての抑圧された人々の生活と権利を守ってゆくことを目的に、社会保障の対行政交渉、生活保護者の手続に関する相談、住宅・就労の相談、ねたきり老人をはじめとする問題、年金・健康保険、難病対策、教育問題等を細かく取り上げて地域での一定の闘いをするなかで、社会保障の完全実施をめざし全国的に広げて国の制度の改革にせまろうとするもので、解放同盟が先進的な役割を果たして」\*<sup>18</sup> いた。

「いのちと暮らしを守る会」は、義務教育就学援助金の受給、国民健康保険料や市民税の減免、その他、既存の福祉制度や教育制度の充実、地域改善などで成果をあげていった。

その他、「妊産婦を守る会」の結成によって、子どもと母親の命や身体に関する学習会の開催や巡回訪問指導・診察、妊産婦対策費などが保障されるようになった。さらに、「保育を守る会」も結成され、保育労働者の労働条件の改善や公営保育所の建設や保育料減免などを勝ち取っていった。

こうして、被差別部落女性の仕事保障要求闘争は、子どもと母親の健康保障や就学前教育保障の要求、さらには、労働者全体の仕事保障要求へと発展していった。また、権利要求のための組織化を図り、組織による要求闘争を実現していくことによって、個人が抱える問題を社会問題として提起していく中で、新しい基準を作り出していったのである。

「個人的なことは政治的なこと」という女性解放運動のスローガンを、日常生活レベルで実現していった成果である。

(3) 自らが直面している現実と社会構造や歴史との関係性に関する認識の深まり

「女性差別の構造と部落差別の構造は似ている。女性に対する賃金差別の闘いを

考えてみると、差別してより男より低い賃金にした分、企業がもうかるということ。そして男と女を分裂させ、男に優越感をもたせて、自分も搾取され支配されていることを忘れさせる」\*<sup>19</sup> という被差別部落女性の発言のように、部落解放運動への積極的な参加や、女性解放運動との共同闘争によって、自らが直面している現実と、女性差別や部落差別を生み出し、そしてそれらを支え続ける社会構造との関係性を読み解く力も深まりを見せていく。

こうした認識が深まる中で、「一般対策の拡充も我々にとって重要なものであります。この社会保障制度の拡大のためには、同じ要求をもつ一般地区住民との共同闘争の組織化が必要であります」\*<sup>20</sup> との認識の上に立った共同闘争によって、既存の基準の改善・拡充・整備と新たな人権基準づくりが展開されていくようになる。たとえば、大阪を中心に展開された最低賃金闘争では、低賃金・未組織労働者を運動の基礎にすえて、女性団体などと「家内労働対策委員会」を結成し、内職工賃引き上げの署名活動や内職者の実態調査を行い、最低工賃の設定と労働条件改善の闘いが進められていった。

生活保護費の男女差是正を求める取り組みも展開されていった。生活保護費については、「30 数年来、カロリー摂取量の男女差という名目の上に女性差別が残されて」\*<sup>21</sup> おり、「15 歳以上になると、2,800 円～3,000 円の格差」\*<sup>22</sup> がつけられていた。こうした実態が、1977 年の部落解放同盟全国婦人活動者会議において提起されると、厚生省交渉などが進められるようになり\*<sup>23</sup>、その結果、1985 年に生活保護の男女基準差は完全に撤廃された。

被差別部落女性が、自らが置かれている社会的立場を自覚し意識化していく中で、自らが直面する課題とその背景にある政治的経済的構造と、部落外の女性たちが抱える課題やそれを生みだし支える社会の仕組みには共通点があることに気づいていった。その契機となったのが、1975 年の「国際婦人年」であり、その後、部落解放運動と女性解放運動が協働して、共通の課題解決に向けた取り組みが進められていったことは重要な点である。

#### (4) 生活の中に現れる具体的・個別的・複合的課題の解決

1970年代から1980年代にかけて、被差別部落女性の就労実態や健康状態に関する実態調査が、自らの手で、あるいは行政に要求する中で、次々と実現されるようになる。その後は、全国各地で行われた実態調査を使いながら、地域の現状にあった政策実施を行政に対して要求するようになっていった。

「被保護世帯に集中的に表れている今日の福祉行政の矛盾を明らかにし、身障対策、児童対策、老人対策、母子対策、妊産婦対策など、今日の行政のもとでばらばらに進められている諸施策を総点検し、部落解放をめざす総合的な福祉行政を確立させる具体的な政策と運動の形成」\*<sup>24</sup>の必要性が訴えられるなど、対象者ごとの個別タテ割りによる行政対策の問題点と、総合的かつ横断的な社会福祉行政の必要性と重要性についての指摘は注目に値する。「『厚生省は婦人』という枠から一步出て、労働省、文部省、法務省など、他の省にも婦人の声を反映させることが課題」\*<sup>25</sup>である、と認識されるようになっていった。

環境改善中心であった同和対策事業を、社会保障、識字教育・教育・保育、医療・保健などの問題も含めて、生活の中に現れる具体的・個別的・複合的な課題を解決するために、「生活闘争」として展開し、総合的に把握することの必要性を、被差別部落女性たちは認識し、実践していた。高齢者・障害者・女性・子どもの権利保障のための同和対策事業として、同和対策事業の対象と中身を深化・拡大させるとともに、その質を発展させていったことに対する、被差別部落女性が果たした役割は大きい。

被差別部落女性のこうした実践は、次のような認識に基づいて行われていた。「健康や教育、仕事等、差別の実態が複雑に絡み合っており、まさに、蓄積された部落差別の実態が存在している。だからこそ、部落の生活保護ひとつ取り上げてみても、『同対審』答申が指摘している『社会福祉計画』に基づく総合的、計画的な施策の実態が必要なのである。(中略)…その実現は、部落の福祉(健康で文化的な生活)と人権を保障することのみならず、我が国の社会保障・社会福祉の民主的改革につ

ながるものである」\*<sup>26</sup>。

既存の制度の中では、排除され周縁化され無視されてきた被差別部落女性の生活実態を調査することから始め、そこから見えてきた複合的で重層的な課題やニーズを解決していくべく、同じ要求を持つ一般地区住民との組織化を図っていくことによって、要求を一つずつ実現させていった。それが、被差別部落のみならず、日本社会全体の人権基準の改善・充実・発展へとつながっていった。ここに、被差別部落女性が実践してきた「まちづくり」運動の意義があった。

大阪では、「社会保障拡充の闘い、部落解放総合計画の中に位置づけて、環境整備では、老人センター、老人ホーム、総合病院、障害者解放会館等々の諸施設やホームヘルパー、ケースワーカーの増員、保健婦の専従、生活・老人・保健・障害者相談員の人的体制、生活保護者、老人、障害者、母子家庭等に対する夏冬一時金、妊産婦対策費、老人・乳幼児・学童に対する医療給付、生活保護家庭に対する大学進学対策等々、非常に高い水準の対策を勝ちとり、…周辺市民労働者との共闘のなかで、国民健康保険料の減免や障害者の保育所入所をかちとり、…障害者解放センター建設闘争や救急医療確立のための運動が展開」\*<sup>27</sup> されていった。

社会福祉サービスの提供、仕事保障、対象者の権利意識の向上、教育、地域共同体における人のつながりづくり、公的責任の追及、育児・家事・介護の社会化などを連携させて取り組んできたものに、ホームヘルパー制度を例としてあげることができる。

被差別部落の人々が従事してきた職業の性質や健康保障の欠如などから、高齢になって、介護を必要とする人が多く出てきていた。しかし、これまでの被差別体験によって、一般のホームヘルパーには、介護を頼むことができない。そこで、共感できるホームヘルパーを同じ地域から育てようとするが、被差別部落の女性たちは、ホームヘルパーの仕事に就くために必要な字の読み書きができない。差別との闘いの中で培ってきた地域共同体における相互扶助によって、育児や介護を担ってきた歴史があったが、鉄筋住宅建設の中で、そうした共同体的つながりが希薄化さ

れてきた。

そうした問題が顕在化してくる中で、無償労働からの女性の解放と女性の仕事保障とを結合させた闘いが、ホームヘルパー制度の確立を求める闘いへとつながっていった。それは同時に、地域共同体を基盤にした闘いでもあったことが、次のような発言にもあらわれている。

「貧困や重労働による健康破壊、部落差別による家庭崩壊が今なお現存する部落にとって、部落の事情、生活習慣に精通し、部落の実態を理解した出身婦人による地区専従ホームヘルパーは、要求がありながら『家の中を見られる』『恥ずかしい』ということで敬遠しがちな対象者の掘り起こしを促進し、対象者の権利意識の低さを克服する指導をより有効に行うことができる。部落婦人の仕事保障にもつながる」\*<sup>28</sup>。

「ヘルパーは、一人一人の老人の置かれている状況を踏まえた上で、かかわっていかなければ、役目を果たせない。出身のヘルパーである限り、今、部落の老人たちに何が必要であるのかを、知らなければならない。老人と共に生きていく地域づくりを考えたい」\*<sup>29</sup>。

また、生活の中に現れる具体的・個別的・複合的な課題を解決するためには、マイノリティ当事者の自立や地域における共助のみならず、公助が不可欠であるとの認識を持っていたことが、次の発言から見ることができる。

「部落住民は差別の結果、『自立』の手段を奪われ、家族や地域における『扶助』能力を奪われてきた。ここに行政の果たすべき、公的責任があるのであり、その責任を個人の自助努力や家族、地域社会の相互扶助等に押し付けることは断じて許すことができない」\*<sup>30</sup>。

#### (5) 地域の実情と受益者本位を基盤にした基準づくりと具体化のための課題

既存の基準の引き上げや、新たな人権基準づくりにおいて、被差別部落女性たちが重要視したのは、住民当事者参加という視点であった。「われわれの運動は、一

般施策の活用ができきれていない。不十分なものや、福祉攻撃になりかねない施策もあるが、そのまま活用すると、地域の実情にあわないものもでてくる。それを、運動の力で受益者本位のものとし、地域社会にふさわしい事業として、実施させていかねばならない<sup>\*31</sup>として、常に、「地域の実情」と「受益者本位」を基盤にした基準を作り、具体化しようとしていた。

同和対策事業の成果の一つは、地区住民の生活向上をはかるための地区内公共施設の整備が進められ、それが、地域施設における仕事保障、仕事創出へとつながっていったことにある。①地区住民の自主活動の拠点、②高齢者や障害者等を支える地域づくりの拠点、③地区住民の実態とニーズに応える行政サービスの拠点、としての機能を果たす地区内福祉関係施設の運営と事業のあり方が整備されていった<sup>\*32</sup>。

地域に密着した福祉サービスの提供と、被差別部落女性の仕事保障を連携させて展開したこと、こうした取り組みが、行政・企業・地域のネットワークによって展開されていたことには、学ぶものが多い。

#### (6) 地域共同体を基盤にした被差別部落女性のエンパワーメント・アプローチの可能性

同和対策事業を地域社会の実態に即した形へと発展させていったのは、地域共同体において、また、生活に根ざした中で、権利保障を求めた取り組みを進めた被差別部落女性たちの多大なる貢献があった。それは、マイノリティの視点に立った人権基準づくりやマイノリティを包摂した社会づくりを行っていくことが地域社会にとっても有益である、という視点に立った取り組みであった。

被差別部落女性自身が自分の歴史的・社会的立場を認識し、自分や地域が抱える問題を社会構造や歴史とのつながりで読み解く。人間性を回復し人間として解放されるために、自己変革と社会変革に向けた力や生きる力を得ていく。そのとき、地域共同体において、生活に密着した、仲間たちとの協働の学びの場である識字教育をはじめとする教育が重要な役割を果たしていた。

部落差別と女性差別の結果、文字が奪われていることによって、不安定な内職に

すがりつかざるをえない。生活保障のための仕事保障要求は、文字を勝ち取る闘いでもあった。識字学級では、就職に必要な基礎学力を身につけるための識字活動や、各種の資格・技能の習得のための研修活動が行われた。定職を持つための免許取得に向けた識字教育は、仕事保障と同時に、被差別部落女性たちの自尊感情を高めていった。

被差別部落女性たちが、人間としての誇りを獲得していったのも、地域共同体における他者との協働の取り組みの中で、自信や自尊感情を身につけていったからであった。被差別部落女性のエンパワーメントを考えていくにあたって、地域共同体を抜くことはできない。

地域共同体を基盤にし、地域共同体において、他者と共に「生きる」ことを志向し実践することが、被差別部落女性たちにとっての「まちづくり」運動における「共同の場」づくりだったのである。

#### 4. 横断的反差別・人権運動創出の喫緊性

1990年代初頭に、東西冷戦構造が終焉を迎えると、これまで述べてきたような、1970年代から1980年代に培った問題意識や成果を踏襲しつつ、新たな社会のあり方への模索が始まる。それは、二項対立的価値観から多様な価値観への模索であり、「顔の見える」自立的人間観への志向と新たな「共生社会のあり方」への試行でもある。同時に、「複合差別」、「マイノリティ当事者主権」、「自助・共助・公助（「新たな公」）」といった、新たな社会を再構築するにあたってのキーワードも生まれてくる。

人権思想についても、普遍性を言いつつ、人権そのものが、実は、制限をもってきたのではないか、排除の論理があったのではないか、との議論が盛んに行われるようになり、人権思想の深化・豊富化に向けた取り組みが行われるようになってきた。

人権思想の深化・豊富化に果たした女性解放運動の貢献は大きかった。これまでは、人権と女性の権利は別のもののように扱われ、女性の権利は人権という範疇か

ら周縁化されていた。しかし、「女性の権利は人権である」をスローガンに、人権の中でも女性の権利を主流にすることが確認されるようになった。そして、私的領域を含む、社会のあらゆる分野におけるあらゆる形態の「女性に対する暴力」が人権侵害であるとの認識が確立していった。

こうした潮流を受けて、1995年には、「与党・人権と差別問題に関するプロジェクト中間報告」が出され、人権政策にかかわる国政の歴史的転機を迎えることになる。つまり、省庁タテ割の弊害による人権政策の分断化を人権の不可分性・総合性が損なわれている現状とする認識が確認されたのであった。マイノリティ当事者運動や人権運動も、行政にみられるタテ割弊害から自由ではなく、それらの運動が分断され、時には対立・敵対状況などにも遭遇してきた。

現在は、総合的な「人権の法制度体系」の確立をめざす官民パートナーシップに基づくネットワークの創出が急務だとの指摘がなされるようになり、たとえば、大阪府高槻市にみられる、「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画」策定のような取り組みも始まっている\*<sup>33</sup>。

2002年3月末日をもって、33年間に及んで展開された特措法時代が終焉することを見据えて、自立支援・住民参加・総合対策をうたった人権行政の必要性も重視されてきた。一切の差別撤廃、すべての市民の自己実現の支援、差別的な制度や風習・慣行の是正、憲法・国際人権諸条約の生活圏域での実現などが、人権行政の柱として掲げられていく。

「人権のまちづくり」運動は、横断的の反差別・人権運動を实践する「共同の場」である。部落解放運動が他のマイノリティ当事者運動に学び、マイノリティ当事者運動が部落解放運動に学ぶ。互いに学び合い、実践する場としての「共同の場」づくりを展開させていくとき、「人権のまちづくり」運動が意味を持つてくるのである。

## 5. 「人権のまちづくり」運動と「女性解放運動」

被差別部落女性が、人権のまちづくり運動に果たした中心的役割をふまえながら、今後の課題として2点、問題提起をしたい。

1点目は、人権のまちづくり運動を女性解放運動の理念や実践から問い直すということである。その際、3つの視点を置く必要があると考えている。

一つには、1970年代からのまちづくりが、ハードの箱物づくり中心で行き詰まった時、前述したように、福祉分野や地域での活動、教育・保育分野など、人のつながりというソフト面でのノウハウを持っていたのが、女性であったという視点である。近年、全国各地で紹介されている「人権のまちづくり」運動の取り組みにおいて、女性からの報告に多く見られるのは、介護・福祉、教育・保育、手編・生花・料理・裁縫などの各種教室の開催などであることに留意したい。

二つには、人権のまちづくり運動において、多大なる役割を果たしている女性自身が、自らが内面化している力関係や社会意識・社会構造を読み解いていく作業をする必要があるという視点である。被差別部落女性たちは、運動や地域を支える役割を果たしながら、同時に、家事労働や賃労働を一身に担ってきた。また、理論は男性中心、実践は女性中心、という意識を内面化している側面もある。女性解放運動との「共同の場」を作っていくことによって、被差別部落の女性も、部落外の女性も、一人の人間として生きることの意味や自らの社会的役割や社会的立場について、そして、他者や社会との関係について、多面的に追求していくという共同作業を行えるのではないだろうか。

三つには、女性がリーダー的役割を果たしていくという視点である。被差別部落女性の実践から、人権のまちづくり運動の理論や実践を捉え直す必要がある。そのためにも、意思決定の場に女性が参加する仕組みづくりを、意識的に行っていくことが必要である。

今後の課題の2点目は、人権のまちづくり運動から女性解放運動の理念と実践を問い直すということである。

1995年、北京で開催された第4回世界女性会議において、先住民族女性から出された「北京先住民族女性宣言」では、「(北京行動) 綱領案が提案する『戦略的目的』および行動は、決定過程への平等のアクセスと完全参加、平等の地位、平等賃金、さらにジェンダーの視点・分析を完全にし、主流に盛り込むことに焦点が当てられている。これらの目標は国家、人種、階級、ジェンダー観の差別問題と同時に取り組まない限り、空虚かつ無意味である。(中略) 綱領案はジェンダー差別、ジェンダーの平等を過度に強調しており、結果、先住民族女性が直面する問題の政治性が閉脚されてしまっている」\*<sup>34</sup>と、痛烈に批判された。また、先住民族女性のピクトリア・コルパスは、先住民族女性ネットワークが北京会議で発表した「男女平等か自己決定か」と題する声明から、次のように引用して、北京女性会議を批判している。「『男女平等という前提』は単に先進工業国の今の権力構造を長続きさせるのに役立つだけです。(中略) 『男女平等』は人種主義・経済格差・環境差別などがあることを認めないし、それらに対し異議申立てもしていません。女性が自分の取り分の権力と富を手に入れるという意味なのです。」\*<sup>35</sup>

吉田光宏は、ジェンダー研究における「80年代後半から登場したより新しいアプローチ」の中で、次のような流れがあることを紹介している。

「『搾取』『生産手段』『私的財産』といった概念は、すべて欧米諸国の歴史と文化のなかから生まれてきたもので、他の社会を研究するにあたって、こうした理論的道具を使うのが妥当なのかどうかといった根本的な問題も問われている。(中略) つまり、『自然/文化』『公的/家庭内領域』といった二項対立のカテゴリーもまた西欧的な概念であり、同様の概念が他の文化に普遍的に当てはめることができないと、コリアーとヤナギサコ、ヘンリエッタ・ムーア、マリリン・ストラサーンらが指摘している。(中略) このさまざまな角度からの分析では、従来のカテゴリーの前提であった、『男性/女性』は相反する存在であるといったとらえ方はしていない。むしろ、『男性/女性』は相互に関係しあい、補完しあっているといたった立場をとる。(中略) …近年のアプローチでは、人々の日常生活での経験や感情を浮き

彫りにしていきながら、ジェンダーを分析しなおすようになってきている。それぞれの人格や地位や力がどのように形成されているかを分析するために、画一的なカテゴリーから探るのではなく、その地域における諸事情から生まれる固有の価値観から分析するようになってきている。」\* 36

被差別部落には、部落という地域共同体において、生き延びるために培ってきた、男女の関係やそれぞれの役割がある。複合的・重層的差別構造や、歴史的背景や政治的経済的社会的構造の分析を行いながら、被差別部落における男女関係や男女の役割を、被差別部落の人びと自身が読み解いていく必要がある。前述の先住民族女性の批判を敷衍すれば、被差別部落が抱えている複合的・重層的問題を、「ジェンダーの視点の主流化」や「男女平等」を外から持ち込んで、「女性の問題」、「女性差別撤廃」、「性差別の問題」と矮小化するのではなく、被差別部落女性たちが、問題を全体的に捉え、考え、実践してきたように、彼女たちの取り組みから、女性解放運動の理念と実践を問い直す必要がある。

こうした問い直しの作業を行うことによって、個別に展開されていた「まちづくり」、「部落解放運動」、「女性解放運動」が、「人権のまちづくり」という「共同の場」づくりを協働できるのではないかと考えている。

- 
- \* 1 「人権のまちづくりガイドブック」編集委員会『人権のまちづくりガイドブック』解放出版社、2003年、28頁
  - \* 2 厚生省社会・援護局「『社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会』報告書」平成12年12月8日
  - \* 3 田村明『まちづくりの発想』岩波書店、1987年、102 - 109頁
  - \* 4 上掲註3、52 - 53頁
  - \* 5 上掲註3、122頁
  - \* 6 川口正志・前田俊政「部落産業（企業・農業等）の現状と要求」『部落解放』103号、解放出版社、1976年、73頁
  - \* 7 上田一雄「部落産業が現在抱えている問題」『部落解放』25号、部落解放研究所、1972年、124頁
  - \* 8 師岡佑行「大阪府下部落産業の現状と対策」『部落解放』2号、大阪部落解放研究所、1969年、82頁

被差別部落女性が「まちづくり」運動に果たしてきた役割に関する一考察

- \* 9 『第 15 回部落解放全国婦人集会報告書』 部落解放同盟中央本部、1971 年
- \* 10 上掲註 9
- \* 11 上掲註 9
- \* 12 『第 26 回部落解放全国婦人集会報告書 解放をめざす婦人活動』 部落解放同盟中央本部婦人対策部、1982 年
- \* 13 『第 30 回部落解放全国婦人集会報告書 解放をめざす婦人活動』 部落解放同盟中央本部、1986 年
- \* 14 前田俊政「農漁村部落の現状と課題」『部落解放』123 号、解放出版社、1978 年、46 - 47 頁
- \* 15 『第 33 回部落解放全国婦人集会報告書 解放をめざす婦人活動』 部落解放同盟中央本部婦人対策部、1988 年
- \* 16 谷本たかし「農山漁村部落の現状と課題」『部落解放』256 号、解放出版社、1987 年、90 頁
- \* 17 藤沢喜郎「部落解放と社会保障」『部落解放』107 号、解放出版社、1977 年、119 頁
- \* 18 部落解放同盟大阪府連合会「部落解放と社会保障」『部落解放』88 号、解放出版社、1976 年、98 頁
- \* 19 『第 25 回部落解放全国婦人集会報告書 解放をめざす婦人活動』 部落解放同盟中央本部婦人対策部、1979 年
- \* 20 野本勝彦「生活・労働の現状と仕事保障・社会保障の闘い」『部落解放』103 号、1977 年、53 頁
- \* 21 『第 24 回部落解放全国婦人集会報告書 解放をめざす婦人活動』 部落解放同盟中央本部婦人対策部、1980 年
- \* 22 いのちとくらしを守る会「部落解放と社会保障」『部落解放』107 号、解放出版社、1977 年、119 頁
- \* 23 「部落の生活の現状と社会保障」『部落解放』224 号、解放出版社、1985 年、137 頁
- \* 24 前掲註 12
- \* 25 前掲註 12
- \* 26 北山誠一「部落の生活の現状と社会保障」『部落解放』224 号、解放出版社、1985 年、127 頁
- \* 27 森田益子「部落解放と社会保障」『部落解放』107 号、解放出版社、1977 年、109 - 110 頁
- \* 28 『第 27 回部落解放全国婦人集会報告書 解放をめざす婦人活動』 部落解放同盟中央本部婦人対策部、1983 年
- \* 29 『第 33 回部落解放全国婦人集会報告書 解放をめざす婦人活動』 部落解放同盟中央本部婦人対策部、1988 年
- \* 30 北山誠一「『同対審』答申 20 年と部落解放の福祉」『部落解放』240 号、解放出版社、1986 年、113 頁
- \* 31 『第 32 回部落解放全国婦人集会報告書 解放をめざす婦人活動』 部落解放同盟中央本部婦人対策部、1987 年
- \* 32 部落解放同盟大阪府連合会「部落解放総合福祉計画実現に向けて」『部落解放』224 号、解放出版社、1985 年、131 - 132 頁
- \* 33 北建夫「『人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画』策定への取り組み」『ヒューマンライツ』212 号、部落解放・人権研究所、2005 年、44 - 53 頁
- \* 34 『北京先住民民族女性宣言(抜粋)』『女たちの 21 世紀』編集委員会編『アジアに生きる「女たちの 21 世紀」

- 11号] アジア女性資料センター、アジア女性資料センター、1997年、78頁
- \* 35 ビクトリア・コルバス「政治化されなかったジェンダー」上掲註34、82頁
  - \* 36 吉田光宏「ジェンダー」【DVD-ROM 版スーパー・ニッポニカ 2002】小学館、2002年